

○総務省令第八十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p> <p>〔表略〕</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>(1) 空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(一) 屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(二) 無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(2) 空中線電力が一ワット以下の無線局（上空で運用するものを除く。）であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波を使用するもの (1)に掲げるものを除く。</p> <p>〔三〇九 略〕</p> <p>〔三〇五 略〕</p>	<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの若しくは無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が一ワット以下の無線局のうち、主としてデータ伝送を行う無線局（上空で運用するものを除く。）であつて七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものをいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>〔三〇九 同上〕</p> <p>〔三〇五 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(混信防止機能)
 第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

〔一〇九 略〕

十 超広帯域無線システムの無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。)については、次に掲げる機能

イ 施行規則第四条の四第二項第二号(1)に掲げるものについては、施行規則第六条の二三号に規定する機能

ロ 施行規則第四条の四第二項第二号(2)に掲げるもので、かつ、無線標定業務を行うもの(ハに掲げるものを除く。)については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

ハ 施行規則第四条の四第二項第二号(2)に掲げるもので、かつ、無線標定業務を行うものであつて、データ伝送のための信号を併せて送信する機能を有するものについては、施行規則第六条の二第三号及び第五号に規定する機能

〔十一・十二 略〕

〔十一・十二 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2 特定小電力無線局(一、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。)並びに構内無線局(一、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限り。)移動体検知センサー用の特定小電力無線局(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。)小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

一 特定小電力無線局(一、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。)並びに構内無線局(一、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限り。)移動体検知センサー用の特定小電力無線局(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスを備え付けているものに限る。)小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
------	--------------

(混信防止機能)
 第九条の四 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

〔同上〕

イ 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

〔同上〕

〔十一・十二 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

2 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局並びに二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する移動体検知センサー用の特定小電力無線局、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二〇ナノワット以下

一 GHz未満	四ナノワット
一 GHz以上	二〇ナノワット

二 移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてギヤリアセンスの備え付けを要しないものに限る。）の受信装置

周波数帯		副次的に発する電波の限度
五五・六二GHz以下		任意の一MHz幅で（一）三〇デシベル以下の値
五五・六二GHzを超え五七GHz以下		任意の一MHz幅で（一）二六デシベル以下の値
六四GHzを超え六七・五GHz以下		任意の一MHz幅で（一）二六デシベル以下の値
六七・五GHzを超えるもの		任意の一MHz幅で（一）三〇デシベル以下の値

〔3〕17 略〕

18 超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（第四十九条の二十七第三項に規定するものに限る。）の受信装置

〔表略〕

四 七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（第四十九条の二十七第四項に規定するものに限る。）の受信装置

周波数帯	一、六〇〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
	一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満	（一）九〇デシベル以下の値
	二、七〇〇MHz以上七・二五GHz未満	（一）八五デシベル以下の値
	七・二五GHz以上九GHz未満	（一）七〇デシベル以下の値
	九GHz以上一〇・二五GHz未満	（一）五四デシベル以下の値
	一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満	（一）六〇デシベル以下の値
	一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満	（一）七〇デシベル以下の値
		（一）八五デシベル以下の値

〔3〕17 同上〕

18 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

〔表同上〕

〔新設〕

一〇・七GHz以上一・七GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一一・七GHz以上一二・七GHz未満	(二) 八五デシベル以下の値
一二・七GHz以上	(三) 七〇デシベル以下の値

〔19〕33 略

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕十一 略

十二 五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波を使用するもの（移動体検知センサー用のものに限り。）

〔イ〕略

ロ 変調方式は、次のいずれかであること。

〔1〕 周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するもの

〔2〕 パルス振幅変調により送信するもの

ハ 送信装置の空中線電力及び等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

〔1〕 周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信する送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔2〕 パルス振幅変調により送信する送信装置の空中線電力は、一二デシベル以下で、かつ、等価等方輻射電力は一七デシベル以下であること。

〔ニ〕ホ 略

〔十三〕十五 略

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔イ〕略

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

〔ハ〕フ 略

二 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔イ〕略

〔19〕33 同上

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔同上〕

〔一〕十一 同上

十二 〔同上〕

〔イ〕同上

ロ 変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものであること。

〔新設〕

ハ 送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔新設〕

〔三〕ホ 同上

〔十三〕十五 同上

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕同上

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

〔ハ〕フ 同上

二 〔同上〕

〔イ〕同上

ロ 通信方式は、スペクトル拡散方式を使用する単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

〔ハ〕ヌ 略

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔イ〕略

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

〔ハ〕ヲ 略

四 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

〔イ〕略

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

〔ハ〕ヨ 略

〔五〕略

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項又は第四項の各号に掲げる条件によることができる。

〔一〕ハ 略

〔二〕三 略

4 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの（第一項又は第三項の各号に掲げる条件に適合するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

二 筐体は、容易に開けることができないものであること。

三 使用する周波数帯における等価平方輻射電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。

イ 任意の一MHzの帯域幅における平均電力（一）（四）（一）三デシベル（一）ミリワットを〇デ

ロ 通信方式は、スペクトル拡散方式を使用する単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

〔ハ〕ヌ 同上

三 〔同上〕

〔イ〕同上

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

〔ハ〕ヲ 同上

四 〔同上〕

〔イ〕同上

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

〔ハ〕ヨ 同上

〔五〕同上

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項各号に掲げる条件によることができる。

〔一〕ハ 同上

〔二〕三 同上

〔新設〕

「ハイレポート」以下の項に於ては、(四)以下の項

ロ 任意の五〇MHzの帯域幅における平均電力 ○デシベル以下の値

四 最大輻射電力の「一〇」ハイレポートの輻射電力における上限及び上限の周波数帯幅は、(四)五

〇「五」デシベル以下。

「四」電波の放射強度は、(四)五。

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第48 略】

第49 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1～4 略】

5 第49条の27第4項に規定する7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波を使用するもの

1. 75GHz

【第50～第77 略】

別表第三号 (第7条関係)

【1～42 略】

43 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要放射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

【(1)～(3) 略】

(4) 第49条の27第4項に規定する7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要放射の強度の許容値	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
1. 600MHz未満	—90dB以下の値	—84dB以下の値
1. 600MHz以上2. 700MHz未満	—85dB以下の値	—79dB以下の値
2. 700MHz以上7. 25GHz未満	—70dB以下の値	—64dB以下の値
9GHz以上10. 25GHz未満	—60dB以下の値	—35. 7dB以下の値
10. 25GHz以上10. 6GHz未満	—70dB以下の値	—64dB以下の値
10. 6GHz以上10. 7GHz未満	—85dB以下の値	—79dB以下の値
10. 7GHz以上11. 7GHz未満	—70dB以下の値	—64dB以下の値

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第48 同左】

第49 【同左】

【1～4 同左】

【新設】

【第50～第77 同左】

別表第三号 (第7条関係)

【1～42 同左】

43 【同左】

【(1)～(3) 同左】

【新設】

11. 7GHz以上12.75GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
12. 75GHz以上	-70dB以下の値	-64dB以下の値

[44~69 略]

[44~69 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(特定無線設備等)
 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕四十七の三 略

四十七の四 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第四項に規定する七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの

〔四十八〕七十七 略

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕略

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

(特定無線設備等)
 第二条 〔同上〕

〔一〕四十七の三 同上

〔新設〕

〔四十八〕七十七 同上

2 〔同上〕

〔一〕同上

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 特性試験

〔同上〕

ア 〔同上〕

置装信送				置装 一
電空 力中 線	度射不射アス の要又スプ 強発は発リ	幅波占 数有 帯周	周 波 数	二 目 験 項 試
器トは測電電 ルス定界力 分ペ器強計 析ク又度、	析ク又スス振低 器トは電プ器周 ルスカリ 波 分ペ計ア 発	ルストはメ 分ペ器 分析器 はメ	号は発擬 パタン 発生器 トはメ 器音 信又声	三 器 等 測 定
			「略	「略
○	○	○	○	備設線無の三の号七十四第項一第条二第
○	○	○	○	備設線無の四の号七十四第項一第条二第
			「略	「略
			「略	備設線無の四の号四十五第項一第条二第
			「略	備設線無の五の号四十五第項一第条二第
			「略	備設線無の六の号四十五第項一第条二第
			「略	「略

置装信送				置装 一
電空 力中 線	度射不射アス の要又スプ 強発は発リ	幅波占 数有 帯周	周 波 数	二 目 験 項 試
器トは測電電 ルス定界力 分ペ器強計 析ク又度、	析ク又スス振低 器トは電プ器周 ルスカリ 波 分ペ計ア 発	ルストはメ 分ペ器 分析器 はメ	号は発擬 パタン 発生器 トはメ 器音 信又声	三 器 等 測 定
			上「同	上「同
○	○	○	○	備設線無の三の号七十四第項一第条二第
			上「同	上「同
			上「同	備設線無の四の号四十五第項一第条二第
			上「同	備設線無の五の号四十五第項一第条二第
			上「同	備設線無の六の号四十五第項一第条二第
			上「同	上「同

間送信時	時下信及びりち送間が立	音及総び合雑歪	性波総数合特周	電搬力送波	性シンプスフレ特アエ	撃変調係数衝	度は偏周偏周変位波移波調又数、数	力入密度射電	率比吸収
コオ振低器周プロ波ス発	器トはコオルスーシ分ペプロ析ク又ス	計歪器直振低率線器周雑音波発	電振器周力計波発	ルス振低器周分析器ト波発	器直振低器周線器周検波波発	コオ振低器周プロ波ス発	調器直振低器周線器周は検変波波発	測電界器強度	測比吸収装置率
								13注○	
								13注○	

間送信時	時下信及びりち送間が立	音及総び合雑歪	性波総数合特周	電搬力送波	性シンプスフレ特アエ	撃変調係数衝	度は偏周偏周変位波移波調又数、数	力入密度射電	率比吸収
コオ振低器周プロ波ス発	器トはコオルスーシ分ペプロ析ク又ス	計歪器直振低率線器周雑音波発	電振器周力計波発	ルス振低器周分析器ト波発	器直振低器周線器周検波波発	コオ振低器周プロ波ス発	調器直振低器周線器周は検変波波発	測電界器強度	測比吸収装置率
								13注○	

装置信受								
隣接ルチ	スプリアス	減衰量	通過帯幅	感度	副次的電波制限	送信速度	搬送電波の送信	隣接ルチ以外の電波漏れ
低周波発振器	雑音計	標準器	標準器	標準器	標準器	標準器	標準器	標準器
					○			
					○			

装置信受								
隣接ルチ	スプリアス	減衰量	通過帯幅	感度	副次的電波制限	送信速度	搬送電波の送信	隣接ルチ以外の電波漏れ
低周波発振器	雑音計	標準器	標準器	標準器	標準器	標準器	標準器	標準器
					○			

音及総 び合 雑歪	性シンデ スフイ 特アエ	変周振局 動波器部 数の発	調相互 特性変	圧感度 効果抑	選 択 度
計歪発標 率生準 雑器信 音器号	器直振低 線器周 検波発	周波数計	雑又レ発 音はは生 計歪歪ル器 率計率計号	レ発標 ベル生準 計器信 号	プロ又レ スはベ コオル計 シ号

「イ」略
〔注1〕23 略

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用

音及総 び合 雑歪	性シンデ スフイ 特アエ	変周振局 動波器部 数の発	調相互 特性変	圧感度 効果抑	選 択 度
計歪発標 率生準 雑器信 音器号	器直振低 線器周 検波発	周波数計	雑又レ発 音はは生 計歪歪ル器 率計率計号	レ発標 ベル生準 計器信 号	プロ又レ スはベ コオル計 シ号

「イ」同上
〔注1〕23 同上

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用

用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第四十七号の四、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、同条第二項、同条第三項第四号、同条第四項第四号、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【二・三 略】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

【様式略】

【注1～3 略】

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類		記号
[略]		
第2条第1項第47号の3に掲げる無線設備		UO
第2条第1項第47号の4に掲げる無線設備		UP
[略]		
[5 略]		

備考 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、同条第三項第四号、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【二・三 同左】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

【同左】

【様式同左】

【注1～3 同左】

- 4 【同左】

特定無線設備の種類		記号
【同左】		
第2条第1項第47号の3に掲げる無線設備		UO
【同左】		
[5 同左]		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に受けた電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されたこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十に規定する無線局の無線設備については、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の二十に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。